

## 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助金交付要領

### (趣旨)

第1 この要領は、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金制度要綱（以下、「制度要綱」という。）第8及び、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第11の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

### (事業計画書の提出等)

第2 制度要綱第4第1項に規定する宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業基本構想（以下「基本構想」という。）は、基本構想承認申請書（別記様式第1号）に係る書類を添えて提出するものとする。

2 制度要綱第4第1項に規定する宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）は、実施計画承認申請書（別記様式第2号）に係る書類を添えて提出するものとする。

3 基本構想又は実施計画の提出にあたり、複数の事業を提出する場合は、優先順位をつけるものとする。

### (実施計画の変更)

第3 制度要綱第6に規定する宿泊集積地における観光まちづくり推進事業実施計画変更承認申請書は、別記様式3号によるものとする。

### (交付申請書の様式等)

第4 交付要綱第3第1項に規定する宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助事業交付申請書は、別記様式第4号によるものとする。

### (変更承認申請書等)

第5 交付要綱第6に規定する書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助事業内容変更承認申請（届出）書  
別記様式第5号
- (2) 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助事業中止（廃止・取下げ）承認申請書  
別記様式第6号
- (3) 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助事業期間延長承認申請書  
別記様式第7号

(事前着手)

- 第6 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、事業の性質から事業の実施時期が年度当初に限定される場合その他知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項に該当する場合には、宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助事業事前着手届 別記様式第8号を、知事に提出するものとする。

(導入等実績報告書)

- 第7 交付要綱第9第1項に規定する宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助事業実績報告書は、別記様式第9号によるものとする。
- 2 交付要綱第9第4項に規定する消費税仕入控除税額等報告書は、別記様式第10号によるものとする。

(交付請求)

- 第8 交付要綱第10に規定する宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助事業交付(概算払)請求書は、別記様式第11号によるものとする。
- 2 補助金の概算払いについては、知事が認めたときに、年1回を限度として支払いができるものとする。

(財産の管理等)

- 第9 交付要綱第12第3項に規定する取得財産等管理台帳は、別記様式第12号によるものとする。

(財産処分の制限等)

- 第10 交付要綱第13第3項に規定する宿泊施設集積地における観光まちづくり推進補助事業財産処分承認申請書は、別記様式第13号によるものとする。

(その他)

- 第11 その他事業の実施上必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月8日から施行する。